

裁判長印
認

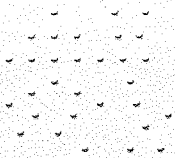


調 書 (決定)	
事件の表示	平成25年(行ツ)第137号 平成25年(行ヒ)第176号
決定日	平成25年9月19日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	金 築 誠 志 櫻 井 龍 子 横 田 尤 孝 白 木 勇 樹 山 浦 善 樹
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	名古屋高等裁判所平成23年(行コ)第35号(平成25年1月31日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。 <p>第2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 <p style="text-align: center;">平成25年9月19日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 向 吉 修 (印)</p>	

当事者目録

上告人兼申立人
上告人兼申立人
上告人兼申立人
上告人兼申立人
上記4名訴訟代理人弁護士
被上告人兼相手方
同補助参加人
同代表者団長
同訴訟代理人弁護士

新海 聡 ほか
名古屋市長 河村 たかし
自由民主党名古屋市議員団
伊神 邦彦
齋藤 勉 ほか



これは正本である。

平成25年9月19日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 向 吉

